佐賀県告示第292号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第１項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和８年11月６日に失効する。

令和８年11月５日

佐賀県知事　　山　　口　　祥　　義

１　失効する知事指定薬物の名称

(1)　化学名　Ｎ－エチル－２－（５－メトキシ－１Ｈ－インドール－３－イル）－Ｎ－メチルエタン－１－アミン（通称名：5-MeO-MET）及びその塩類

(2)　化学名　Ｎ－エチル－２－｛５－ニトロ－２－［（４－プロポキシフェニル）メチル］－１Ｈ－ベンゾ［ｄ］イミダゾール－１－イル｝エタン－１－アミン（通称名：N-Desethyl-protonitazene）及びその塩類

(3)　化学名　（１αＨ，５αＨ）－トロパン－３α－イル ２－フルオロベンゾエート（通称名：2-F-tropacaine）及びその塩類

２　失効の理由

当該知事指定薬物が条例第２条第５号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

３　罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。